

うきは市議会傍聴規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(傍聴人の定員)</p> <p>第2条 傍聴人の定員は、50人とする。</p> <p>(傍聴の手続)</p> <p>第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴受付票(別記様式)に記入しなければならない。</p> <p>2 傍聴は先着順とし、議長は、傍聴人が多いときは、可能な限り多くの方が傍聴できるように努めなければならない。</p> <p>(議場への入場禁止)</p> <p>第4条 傍聴人は、議場に入ることができない。</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(傍聴人の定員)</p> <p>第2条 傍聴人の定員は、50人とする。</p> <p>(傍聴の手続)</p> <p>第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。</p> <p>(傍聴券)</p> <p>第4条 議長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず傍聴券を交付することができる。</p> <p>2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。</p> <p>3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。</p> <p>4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。</p> <p>5 傍聴人が入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。</p> <p>6 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。</p> <p>7 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。</p> <p>(議場への入場禁止)</p> <p>第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器、棒、つえその他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</p>

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(4) 酒気を帯びていると認められる者

(5) 異様な服装をしている者

(6) 前各号に定めるもののほか、議事を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻、腕章の類を身に付ける等示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器及び音声を発する機器は電源を切る、又はマナーモードにする等音声を発しない状態にすること。

(6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影、録画、録音等)

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者

(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第8条の規定により、撮影又は録音をすることにつき議長の許可を得た者を除く。

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) 異様な服装をしている者

(8) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻、たすき類を身に付ける等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、襟巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(7) その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画、録音等をするときは、事前に議長の許可を得なければならない。

2 議長は、議事の妨げになるときは、討論を用いないで会議に諮って、前項の許可を取消することができる。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年6月13日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。